

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、山形県病院事業局県有地の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成 30 年 5 月 29 日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入札に付する物件	予定価格
鶴岡市茅原字草見鶴 51 番地 1 山形県立こころの医療 センター 2 階中会議室	平成 30 年 6 月 28 日 (木) 午前 10 時	鶴岡市稲生一丁目 7 番 22 宅地 (実測) 986.63 平方メートル (公簿) 885.94 平方メートル	12,000,000 円

### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。
  - (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
  - (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
  - (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ### 3 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 鶴岡市茅原字草見鶴 51 番地 1 山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係 電話番号 0235(64)8100
  - (2) 入札説明書等の交付場所等 山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードで

きる。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の 100 分の 5 以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

6 その他

(1) 入札説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
鶴岡市稲生一丁目 7 番 22 宅地 (実測) 986.63 平方メートル (公簿) 885.94 平方メートル	鶴岡市茅原字草見鶴 51 番地 1 山形県立こころの医療センター 2 階中会議室	平成 30 年 6 月 7 日 (木) 午後 2 時

(2) この公告による入札に参加を希望する者は、山形県病院事業局県有地売払いの一般競争入札参加申込書を平成 30 年 6 月 21 日 (木) 午後 5 時 15 分までに山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係に提出すること。

- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (5) 詳細については入札説明書による。